

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長
藤原章夫

特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく
保護者等の属する世帯の収入額の算定及び需要額の測定要領について（通知）

特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条に規定する保護者等の属する世帯の収入額の算定及び需要額の測定要領については、令和4年3月16日付け3文科初第2430号にて通知したところでありますが、この度、本要領を別添のとおり改正し、令和5年度から適用することとしますのでお知らせします。

今回の主な改正点は下記の通りとなっておりますので、事務処理上遺漏のないよう取扱い願います。

また、管下市区町村に対し、このことを通知するとともに、周知徹底についてよろしくお取り計らい願います。

記

1. 「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律」に基づくマイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムの利活用の促進の観点からの修正
2. 高等学校に就学する視覚障害のある生徒で教科用図書に代えて文字、図形等を拡大して検定教科用図書等を複製した図書又は点字により検定教科用図書等を複製した図書を使用する者について、その購入に係る特別に要する購入費を教科用図書購入費として補助の対象とする場合の取り扱いを追加
3. その他文言の適正化の観点からの修正

〔担 当〕

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課庶務・振興係

TEL：03-5253-4111（内線2430）

MAIL：tokubetu@mext.go.jp

特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく
保護者等の属する世帯の収入額の算定及び需要額の測定要領

I 趣 旨

特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「令」という。）第2条の規定により支弁すべき経費の額を決定するための収入額の算定及び需要額の測定方法は、この要領の示すところによる。

また、この要領は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）に定める就学奨励事業以外の予算補助により実施される特別支援学校、小学校及び中学校（義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）に係る就学奨励事業についても適用する。

II 収入額の算定及び需要額の測定

1. 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に掲げる保護者等について、その属する世帯の収入額の算定及び需要額の測定を行うものとする。

- | | |
|--|--|
| (1) 都道府県の教育委員会 | 公・私・公立大学法人立の特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒、都道府県が設置する小学校若しくは中学校の通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級の児童若しくは生徒の保護者等 |
| (2) 市町村の教育委員会 | 公私立の小学校若しくは中学校の通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級の児童若しくは生徒の保護者等 |
| (3) 国立大学法人の附属特別支援学校、附属小学校又は附属中学校の校長 | 国立の特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒、小学校若しくは中学校の通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級の児童若しくは生徒の保護者等 |
| (4) 地方独立行政法人法第68条第1項に規定する公立大学法人立の小学校及び中学校の設立団体 | 地方独立行政法人法第68条第1項に規定する公立大学法人立の小学校若しくは中学校の通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級の児童若しくは生徒の保護者等 |

この要領に基づき必要な情報については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律」に基づくマイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムによる情報連携等により入手することができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、令第2条第3号該当者とみなすことができる。

- (ア) 世帯の収入額が令第2条第3号に該当すると自ら認め、就学奨励費の給付の

全部又は一部を辞退する幼児、児童又は生徒の保護者等

(イ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童福祉施設若しくは指定療育機関等に入所若しくは入院し、当該施設等において、就学に係る措置費若しくは療育の給付を受けている特別支援学校、小学校若しくは中学校の児童又は生徒の保護者等

2. 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者である幼児、児童又は生徒の保護者等は、令第2条第1号該当者とみなすことができる。

Ⅲ 収入額の算定

1. 収入額は、当該年度に保護者等及び保護者等の属する世帯員が納付すべき都道府県民税及び市町村民税の課税の基礎となった次の額により算定するものとする。

(1) 総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額（所得控除を行う前の額）

(2) 社会保険料、生命保険料及び地震保険料の控除額

2. 収入額の算定は、次の(1)の額から(2)の額を控除し、その額に12分の1を乗じて得た額から(3)の額を控除した額とする。

(1) 当該年度に納付すべき都道府県民税及び市町村民税の課税の基礎となった世帯員全員に係る所得控除を行う前の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（なお、給与所得、公的年金等所得のいずれかがある者については、総所得金額から10万円を控除する。）

(2) 所得控除の対象として控除された社会保険料、生命保険料、地震保険料及び保護者等に係るひとり親控除又は寡婦控除の額の合計額

(3) 当該年度の前年12月末日現在、同一世帯に、特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒又は特別支援学級の児童若しくは生徒が2人以上いる場合、当該就学者数から1を減じた数に生活保護法による保護の基準（以下「保護基準」という。）に示す「障害者加算」の加算額を乗じて得た額

Ⅳ 需要額の測定

1. 需要額は、保護基準により、生活扶助基準、教育扶助基準及び住宅扶助基準の額を測定するものとする。

2. 需要額の測定は、当該年度の前年12月末日現在の世帯構成に基づくところにより保護基準により測定した次に掲げる額の合計額とする。この場合の保護基準は当該年度の前年12月末日現在において適用されているものによる（Ⅲ-2-(3)の障害者加算についても同様とする。）ものとし、額については毎年度示すものとする（(4)を除く。）。ただし、平成25年度及び平成30年度からの保護基準の見直しに伴い、本制度への影響が及ばないように、従前の取扱い同様、級地区分を定めている保護基準別表第9を除き、平成24年12月末日現在において適用されている保護基準によって測定した次に掲げる額の合計額とする。

(1) 生活扶助基準の居宅に係る基準生活費の第1類、第2類及び期末一時扶助費の表に示す額

ただし、第2類中「地区別冬季加算額」については1/2分の5を乗じて得た額、「期末一時扶助費」については1/2分の1を乗じて得た額

- (2) 教育扶助基準の表中「基準額」に示す額
- (3) 住宅扶助基準の基準額の表中「家賃・間代・地代等の額」に示す額
- (4) 特別支援学校の小学部若しくは中学部又は特別支援学級の児童生徒が前年度において通学に要した交通費の額に1/2分の1を乗じて得た額
- (5) 特別支援学校の小学部若しくは中学部又は小学校若しくは中学校の児童生徒に係る学校給食費（前年度の国の予算単価（年額）に1/2分の1を乗じて得た額）の額

V 収入額の算定及び需要額の測定上の留意事項

1. 世帯員で所得を得ている者が複数人いる場合は、個人毎に収入額を算出し、その合計額により保護者等の収入額とする。
2. 需要額の測定については、世帯員が別々に居住している場合の地域の級地区分は、その世帯の生活の本拠地の区分によること。
3. 収入額の算定及び需要額の測定は毎年度行うこと。
4. 次の各号に掲げる場合においてはこの取扱いによるものとする。
 - (1) 弱視、難聴、言語障害等の児童又は生徒で、学校教育法施行規則第140条の規定により、障害に応じた特別の指導を受けている者について、その通学に係る特別に要する交通費を通学に要する交通費として補助の対象とする場合
 - (2) 高等学校に就学する視覚障害のある生徒で教科用図書に代えて文字、図形等を拡大して検定教科用図書等を複製した図書又は点字により検定教科用図書等を複製した図書を使用する者について、その購入に係る特別に要する購入費を教科用図書購入費として補助の対象とする場合
5. 家計急変により経済的な困難が認められる場合は、家計急変後の収入状況及び世帯構成をもとに算出される年間の見込の収入額及び需要額で、支弁区分を改めて決定することができるものとする。